

一般社団法人延岡市スポーツ協会 スポーツ振興助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、延岡市のスポーツ振興を図るために一般社団法人延岡市スポーツ協会（以下、「本会」という。）が交付するスポーツ振興助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象)

第2条 助成金の対象は、本会の加盟団体（以下、「加盟団体」という。）が主催または主管する大会等及び実施する事業とする。

(助成金の種類)

第3条 助成金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大会等開催助成金
- (2) 加盟団体活動助成金
- (3) 「健康長寿のまちづくり」に寄与する事業助成金
- (4) 「アスリートタウンづくり」に寄与する事業助成金

2 前項第1号に掲げる大会等開催助成金に係る大会等の基準は、次のとおりとする。

大 会 等	基 準
国際大会	関係する国際競技団体が認定し、10カ国以上からの出場があり、かつ、3分の1以上の参加者が国外である大会
国際親善大会	3カ国以上からの出場があり、かつ、3分の1以上の参加者が国外である大会
全国大会	20県以上からの出場があり、かつ、4分の3以上の参加者が県外である大会
全国実業団大会	10実業団以上の出場がある大会
九州大会	九州、沖縄6県以上からの出場があり、かつ、2分の1以上の参加者が県外である大会
その他の特別な大会等	本会総務財政部会で認める大会等

3 第1項第2号に掲げる加盟団体活動助成金の交付基準は、次のとおりとする。

区 分	基 準 等
対 象	競技用備品、大会運営用備品の購入
申請資格	この助成金の交付を受けた年度から5年を経過した団体

4 第1項第3号に掲げる「健康長寿のまちづくり」に寄与する事業助成金の交付基準は、次のとおりとする。

区 分	基 準 等
対 象	加盟団体が実施する「健康長寿のまちづくり」に寄与する事業
申請資格	加盟団体毎に年1件のみとし、全体で3件までとする。

5 第1項第4号に掲げる「アスリートタウンづくり」に寄与する事業助成金の交付基準は、次のとおりとする。

区分	基 準 等
対 象	加盟団体が実施する「アスリートタウンづくり」に寄与する事業のうち、 1) オリンピック、国体に出場を目指す本市小・中・高校生が日本代表として選抜され、参加する大会・合宿について経費の一部を助成する。 2) 加盟団体が青少年に対して行う競技能力、基礎体力並びに心身の健全な発達を目指す教室、セミナー等に係る事業の一部を助成する。
申請資格	1) 加盟団体の申請によるが、同1人について年間1件を限度とする。 2) 加盟団体の申請により、団体年1件とする。 なお、1) 2) とも年間3件までとし、予算の範囲を限度とする。

(助成金の額)

第4条 助成金は、次に掲げる区分により、予算の範囲内で定めた額とする。

区 分	助成限度額
大会等開催助成金	国際大会 100,000円
	国際親善大会 50,000円
	全国大会 50,000円
	全国実業団大会 30,000円
	九州大会 30,000円
	その他の特別な大会等 100,000円以内
	選手・役員で1,000人以上 100,000円
	選手・役員で500人以上 50,000円
	選手・役員で200人以上 30,000円
	選手・役員で200人未満 20,000円以内

区 分	助成率	助成限度額
加盟団体活動助成金	助成対象経費の3分の2以内	80,000円

区 分	助成率	助成限度額
「健康長寿のまちづくり」に寄与する事業	助成対象経費の2分の1以内	20,000円
「アスリートタウンづくり」に寄与する事業	国内合宿 海外合宿・大会	助成対象 経費の 2分の1 以内 30,000円 50,000円
	青少年スポーツ指導事業	50,000円

(交付申請書の提出)

第5条 この助成金の交付を受けようとする加盟団体は、事業実施の40日前までに、交付申請書を提出しなければならない。

区 分	申 請 内 容	様 式
大会等開催助成金	事業計画書 (大会の規模等が確認できるもの)	第1号

	収支予算書	
加盟団体活動助成金	事業計画書 見積書の写し 収支予算書	第2号
「健康長寿のまちづくり」に寄与する事業助成金	事業計画書 収支予算書	第3号
「アスリートタウンづくり」に寄与する事業助成金	加盟団体からの申請書及び合宿参加招聘の根拠となる書類	第4号

(助成金の審査決定)

第6条 この助成金は、本会の総務財政部会で審査し、決定するものとする。

(交付の決定通知)

第7条 前条の総務財政部会で助成の決定がなされた場合は、本会会長（以下、「会長」という。）は助成金交付決定通知書(様式第5号)により加盟団体に通知するものとする。

(助成金の交付方法)

第8条 この助成金は、精算払いにより交付するものとする。ただし、本会総務財政部会が特に必要と認めた場合は、概算払いにより交付することができる。

(実績報告書の提出)

第9条 この助成金の交付の決定を受けた加盟団体は、事業完了後30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出しなければならない。

区分	報告内容	様式
大会等開催助成金	事業実績書 (大会の規模等が確認できるもの) 収支精算書	第6号
加盟団体活動助成金	事業実績書 領収書の写し 収支精算書	第7号
「健康長寿のまちづくり」に寄与する事業助成金	事業報告書 収支精算書	第8号
「アスリートタウンづくり」に寄与する事業助成金	事業報告書	第9号

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から一部改訂して施行する。
- 3 この要綱は、令和3年5月21日から一部改訂して施行する。
- 4 この要綱は、令和3年8月30日に一部改訂し、令和4年4月1日から施行する。

別表 規約及び基準等（「要綱」第10条関係）

- ① 「要綱」第3条第1項第3号「健康長寿のまちづくり」に寄与する事業
 - 1 加盟団体が、各競技の枠を超えて実施する市民全体の健康と体力づくりに寄与する事業について助成する。
 - 2 対象事業、申請資格については、「交付要綱」第3条第4項のとおり
- ② 「要綱」第3条第5項 「アスリートタウンづくり」に寄与する事業助成金の交付基準 対象1)
 - 1 国内合宿は、日本代表選手として参加する、国内で開催される合宿とする。
 - 2 海外合宿は、日本代表選手として参加する、海外で開催される合宿とする。
 - 3 海外大会は、日本代表選手として参加する、海外で開催される大会とする。
- ③ 「要綱」第3条第5項 「アスリートタウンづくり」に寄与する事業助成金の交付基準 対象2)
加盟団体が、地域で小学生、中学生又は高校生アスリートを養成する事業経費の一部を助成する。
- ④ 「要綱」4条
助成対象経費は、会場使用料・指導者謝礼金等・交通費等・その他とする。